

2025 年度 道場等登録・指導者登録の更新について

一般社団法人全日本テコンドー協会

2025 年度(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)「道場等登録」及び「指導者登録」2025 年度の登録の更新について、ご案内いたします。添付の「道場等・指導者登録制度の概要について」をご参照頂き、お手続きくださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

■登録更新期間

本日から 2025 年 3 月 10 日まで

* 規程上、前年度の 3 月 1 日までに登録をすることとされていますが、今回は 3 月 10 日まで期限を延長いたします。

* 自動更新にはなりませんのでご注意ください。

■登録料

2025 年度 道場等登録 : 3,000 円

※新規登録手続きは、手続き、登録料も異なりますので、お問合せ下さい。

2025 年度 指導者登録 : 3,000 円

■登録方法

会員データサービス「シクミネット」<https://ajta.or.jp/regist> 「イベント情報」の「2025 年度 道場等登録」「2025 年度 指導者登録」からお手続きください。

※領収書の発行について

- ・ クレジットカード払いのみ、領収書の発行が可能です。
- ・ コンビニ払い/Pay-easy をご利用の場合はお振込み伝票をもって領収書に替えさせていただきますのでご注意ください。

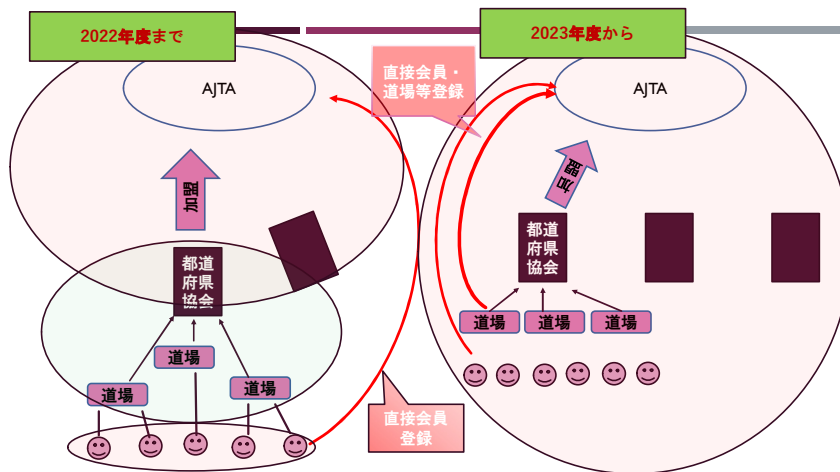
お問合せ先：一般社団法人全日本テコンドー協会事務局 Email : japan2005tkd@ajta.or.jp

以上

「道場等・指導者登録制度の概要について」

※「道場等」には、道場・支部・テコンドー部等を含みます

1. 「道場等登録制度」導入の背景



- (1) 当協会では、個人の会員登録にはいずれかの「道場等」への所属が必要です。一方で、「道場等」については、各都道府県協会に所属（登録）するもので、2023 年までは協会に直接登録するものとはされていませんでした。

その結果、都道府県協会によっては、道場等の所属がなかなか認められない、都道府県協会の理事会の開催がされないために道場等の所属ができない、という状況も生じていました。

道場等が登録されないことにより、当協会に会員登録をしてテコンドー競技をしたいという会員の登録もできない問題がありました。

- (2) 当協会は、テコンドーの普及及び振興を図ることを目的として存在する組織であり、国内でテコンドー競技を統括する中央競技団体です。

そのため、テコンドー競技に関わる人には、基本的に当協会に所属してもらい、当協会のルールに従って活動していただくことが必要です。

会員になりたい人がいつでも会員登録できる協会であるべきといえます。

- (3) そこで、道場の登録条件や手続きを全国一律化し、所属を容易にするため、道場等もまずは A J T A に登録してもらい、A J T A の正式な「構成員」とすることとしました。道場等の増加を図り、会員増を図ることも目的の一つです。

2. 道場等登録制度について

- (1) テコンドー競技の指導等を行う道場等を開設する者（「道場等代表者」）は、道場等を当協会に登録しなければなりません（道場等登録規程 2 条 1 項）。

協会に登録した道場等は、原則として、そのまま当協会の加盟・準加盟団体である都道府県協会の所属団体とされます。

☞ 道場を登録しなかった場合 ⇒ 後記 3.

- (2) 当協会に登録できる道場等の要件は、次のとおりです（同 7 条）。

- ① 当協会及び当協会の加盟・準加盟団体である都道府県協会に所属する意思を有すること
- ② 当協会の会員である**道場等代表者**を置くこと。（なお、道場等代表者は成人であることを要し、次の③の責任指導者を兼ねることができます。）
- ③ **責任指導者**として、国技院の有段者（2 段以上）を 1 名以上置くこと。
なお、**責任指導者は当協会の登録指導者であることを要する。**
- ④ 道場等の活動範囲（市町村単位）内において、定期的にテコンドー指導ができる状況にあること

- (3) 逆に、道場等の登録ができない場合は、以下の場合です（同 8 条）

- ① 道場等代表者、責任指導者につき、反社会的勢力との関わりが認められる場合
- ② 道場等代表者、責任指導者が、当協会から退会処分を受けたことがある場合。
但し、新たに登録を認めるべき事情がある場合にはこの限りではない。
- ③ 道場等代表者、責任指導者が当協会の資格停止処分期間中である場合
- ④ 道場等代表者、責任指導者が、当協会及び都道府県協会の規定に従う意思のないことが明らかな場合

- (4) 道場等の登録は、(2)の要件を満たす以上、((3)に該当する場合を除き)、基本的に認められることとなります。

つまり、(3)に該当する場合や、2 段以上の責任指導者を欠く場合にのみ登録が認められず、それ以外は基本的に登録できます。

3. 道場等の登録を行わないとどうなるか

当協会の会員は、登録道場等に所属しなければ、原則として当協会の会員となれませんので、道場等の登録がないと、会員の登録にも影響が生じます。

規定では、道場等の登録がない場合（または道場等登録料に支払ない場合）には、

- ①当該道場等に所属する者について、会員登録・更新を認めないこと
- ②当該道場等に所属する者について、当協会の会員としての活動（主催大会への出場等）を制限すること

があるとされています。

つまり、選手が新年度の会員登録の更新を行っても、道場等の登録がない場合には、会員としての活動（主催大会への参加等）ができないとされる場合があります。

道場等の登録を忘れないよう、くれぐれもご注意ください。

※道場等の登録更新がなされても、**責任指導者の登録（指導者登録）**がない場合には、道場等登録が抹消される場合があります（規程 15 条 1 項）。

下記指導者登録も忘れずにお手続きください。

4. 指導者登録について

現在、将来的には、協会による認定を受けた指導者に、登録道場等でテコンドーの指導を行っていただくような体制構築がスポーツ団体に求められています。

当協会も、「指導者認定制度」の導入に向けて検討作業を進めており、まずは、テコンドー指導者の「指導者登録」を義務付けています。

毎年 3 月 1 日（※2025 年度は 3 月 10 日）までに、次年度の登録更新をお願いいたします。

4 月 1 日以降、会員登録の更新も忘れずをお願いします。

まとめ（注意事項）

- シクミネットのイベント情報から、3 月 10 日までに、道場等登録の更新及び責任指導者の指導者登録をお願いします。
- 会員登録の更新は 4 月 1 日以降となります。忘れずをお願いします。